



あなたのお店も免税店に



平成26年10月1日より、外国人旅行者等免税制度が改正されました。
対象品目が拡大され、販売合計額の最低基準が引下げられました。
下記により消費税免税説明会が開催されますので、是非ご参加下さい。

- 日 時：平成26年10月28日(火) 14時～16時
会 場：西駅交流センター 3階 会議室 2 (舞鶴市字伊佐津213番地の8)
主 催：京都府中丹広域振興局・舞鶴市
対 象：中丹広域振興局管内(舞鶴市・福知山市・綾部市)の商業者、宿泊業者など(定員20名)
内 容：①免税制度改正の概要について
②税務手続の概要と留意事項について
③ジャパン・ショッピング・ツーリズム協会における支援策について
申込方法：申込用紙より応募して下さい。詳しくはお問合せ下さい。
お問合せ先：京都府中丹広域振興局 商工労働観光室 TEL.0773-62-2506

京都府最低賃金のお知らせ ～京都府最低賃金を16円引き上げ～

京都府最低賃金(地域別最低賃金)は、平成26年10月22日から時間額が789円となります。
(現行 773円)

京都府内の使用者は、この金額より低い賃金額で労働者(パートタイマー、アルバイトを含む。)を使用することはできません。

最低賃金 時間額 789円 (平成26年10月22日から)

最低賃金には、次の賃金は算入されません

1. 精勤手当・皆勤手当、通勤手当、家族手当
2. 時間外・休日・深夜手当
3. 臨時に支払われる賃金
4. 1か月を超える期間ごとに支払われる賃金

詳細は京都労働局労働基準部賃金室、または最寄りの労働基準監督署にお尋ねください。